

児童発達支援事業所利用者（満0～2歳児対象）に対する利用料の免除について

1 結論

児童福祉法に基づく児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業を利用した場合における利用者負担額について、令和5年度から以下のとおりとします。

(1) 障がい児支援策の一環として、満0歳～2歳児が民間事業所を利用した場合に法令に基づき負担すべき利用者負担額*（原則1割負担）を免除（助成）します。（満3～5歳児は国の無償化対応。）

(2) 公設の発達支援センターの利用者負担額は、現行どおり免除を継続します。

※ 国が定めた報酬額の1割(900～1,100円/回程度)。ただし、次の月額上限有。

①生活保護世帯	無料	③所得割額28万円未満	4,600円/月
②非課税世帯かつ収入80万円以下	無料	①～③以外	37,200円/月

2 目的・効果

(1) 令和6年度に、発達支援センターなかよし・ひまわり及びことばの教室（養正・昭和）を児童福祉法に定める地域の中核的な療育施設「児童発達支援センター」とすることに伴い、民間事業所での療育を促進し、官民協働で市の療育を推進。

(2) 子どもの発達に困り感を持つ保護者が通所しやすくなるため、早期療育の推進に寄与。

3 助成について

(1) 対象：法に基づく児童発達支援事業及び保育所等訪問支援事業を利用する無償化対象外の児童の保護者

(2) 助成率：10/10

4 免除に伴い必要となる費用

令和3年度実績：1,179,006円（対象者数：53名）

内訳	公立利用分：1,048,333円（指定管理料に含んでいるため新たな負担なし）（公立利用者：46名）
	民間利用分：130,673円（補助額）（民間利用者：7名）

<<概要>>

	公立	民間
0～2歳児	無料 条例*附則による	有料 法令に基づき、 保護者が利用料を負担
3～5歳児	無料 国の無償化対応のため	

※「多治見市発達支援センターの設置及び管理に関する条例」附則4（平成19年）

0歳～2歳児の保護者が、民間を利用した際に発生した額の全てを、
多治見市障がい児支援策の一環として、全額免除とします。